

アスベスト問題に対する茨城県の当面の対策

平成 17 年 12 月 6 日
茨城県アスベスト対策連絡会議

アスベスト（石綿）による健康被害については、アスベスト製品を製造する事業所の従業員ばかりでなく、その家族や周辺にお住まいの方にも被害が発生するなど、事態の深刻さが明らかになり大きな社会問題となっております。

茨城県では、県民の皆さんの安全・安心を確保するため、国や市町村などと協力して、当面、次の対策を実施しております。

1. 環境対策

(1) 製造・加工工場等に対する指導等

過去にアスベストを使用していた県内 15 事業場について操業当時の材料・製品等の保管状況の調査を行い、飛散防止を指導した。(H17.7.12～8.3)
〔環境対策課〕

(2) 建物解体工事等に対する指導等

特定粉じん排出作業届出現場の敷地境界におけるアスベスト濃度の調査を実施し、解体工事事業者などに対して飛散防止対策の徹底を指導する。(随時実施)
〔環境対策課〕
茨城労働局や市町村と連携して、大気汚染防止法及び「茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例」に基づきアスベスト除去作業等を行う事業者に対し、法令等の遵守を指導する。(随時実施)〔環境対策課〕
建設リサイクル法に基づく届出の審査や現地調査の際に関係法令の遵守等を指導する。(随時実施)〔建設リサイクル推進室〕
建設業者や建設解体業者などに対して石綿関連法令や県条例などの遵守を周知徹底する。(随時実施)〔建設リサイクル推進室〕

(3) 廃棄物対策

アスベスト等を含む廃棄物に関する相談窓口を各地方総合事務所の環境保全課に設置し、適切な情報提供を図る。〔廃棄物対策課〕
廃棄物処理事業者や建築関係者に対して、講習会などを通じてアスベスト含有廃棄物の適正処理を指導する。(9月7日以降,随時実施)〔廃棄物対策課〕
廃アスベスト等の溶融処理の許可を有する中間処理業者に対して立入検査を実施し、処理状況を確認するとともに、適正処理を指導する。(10月までに実施済み)
〔廃棄物対策課〕
廃アスベスト等の最終処分場としての許可を有する事業者に対して立入検査を実施し、処理状況を確認するとともに、適正処理を指導する。(10月までに実施済み)
〔廃棄物対策課〕

(4) 環境調査

「特定粉じん発生施設」設置の届出をしており、これまで操業していた10事業所について、敷地境界における環境調査を実施した。(H17.7.19～8.18)
〔環境対策課〕
県内9地点(北茨城市, 日立市, 水戸市, 石岡市, 神栖市, 土浦市, 鉾田市, 筑西市, 古河市)で一般大気中のアスベスト濃度の調査を実施する。(11月以降予定)
〔環境対策課〕
各地方総合事務所の環境保全課に大気汚染についての相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。〔環境対策課〕

2. 健康対策

(1) 県民の健康不安への対応

県内12保健所に健康相談窓口を設置し県民の皆さんからの健康相談に対応するとともに、適切な情報提供を図る。(7月8日以降実施)〔保健予防課〕
県のホームページに健康相談窓口やQ&A集を掲示する。〔保健予防課〕
アスベスト関連疾患による死亡者を対象に、詳細な調査を実施する。〔保健予防課〕
アスベスト製品製造事業所周辺住民の健康調査については、国の検討結果を踏まえ実施する。〔保健予防課〕

(2) 労働者の健康被害防止対策

茨城労働局の行う対策等について連携・協力する。
〔環境対策課, 保健予防課, 建築指導課, 建設リサイクル推進室ほか〕
茨城労働局の行う対策等
・労働者及びその家族などの健康管理状況の確認及び健康相談に対応する。
・健康管理手帳制度及び労災補償制度についての周知, 相談を行う。
・石綿障害予防規則等の遵守徹底, 石綿の暴露防止対策に関する相談を行う。

3. 公共施設等における対策

(1) 公共施設等における実態の把握

全ての県有建築物1,430施設(7,929棟)について、アスベストの使用実態を調査した。〔管財課, 施設課, 財務課, 会計課〕
市町村が所有する公共施設等(市町村立学校施設を含む)におけるアスベストの使用実態について、調査を実施した。〔市町村課〕
県出資団体に対し、所有する施設におけるアスベストの使用実態について調査の実施を要請した。〔出資団体関係各課〕

(2) 実態調査の結果に基づく対応

アスベスト等の使用が判明した県有施設については室内環境調査を実施し、基準（1リットル当たり10本）以上のアスベストの浮遊が確認された場合には原則立入禁止の措置をとるとともに、順次、除去工事等を実施する。

〔管財課，財務課，会計課〕

市町村などの所有する施設において、アスベスト等の使用が判明した場合、対策を検討し、実施するよう要請する。〔市町村課〕

4. 民間施設における対策

(1) 民間建築物における使用実態の把握

県内全ての病院及び社会福祉施設等対してアスベスト等の使用実態を調査するよう要請（9月に実施）するとともに、アスベストのばく露のおそれのある部分を有する施設について、飛散防止に適切な対策を実施するとともに早期に除去するよう通知し、改善計画書の提出を要請した。〔厚生総務課〕

昭和31年から平成元年までに施工された床面積1,000㎡以上の民間建築物について、アスベストの使用状況を調査し、飛散のおそれがある場合には適切な措置をとるよう要請する。〔建築指導課〕

(2) 飛散防止や解体，廃棄に係る相談

建築物に係るアスベストの飛散防止対策やアスベスト等を含有する廃棄物に関する相談窓口を県生活環境部環境対策課及び廃棄物対策課並びに各地方総合事務所環境保全課に設置し、適切な情報提供を図る。〔環境対策課，廃棄物対策課〕

建築物の分別解体等に関する相談窓口を県土木部検査指導課建設リサイクル推進室並びに各地方総合事務所建築指導課に設置し、適切な情報提供を図る。

〔建設リサイクル推進室〕

各種相談窓口のリストを作成し、公表する。〔関係各課〕

(3) 除去に係る経済的な支援

中小企業者が事業用資産（事業に使用する個人所有の建物等を含む）について、アスベストなどの除去を行う場合、県災害対策融資の対象として金融支援を図る。

〔産業政策課〕

5. 情報提供の実施

(1) 県民に対する確実な情報の提供

市町村等と協力して様々な広報媒体を活用して、わかりやすい情報を提供する。
〔関係各課〕
県のホームページに 相談窓口のリストや関連情報を掲示する。〔関係各課〕

6. 国・市町村等との連携

(1) 国への要望の実施

全国知事会等と連携しながら、必要な対策について、適切な時期に国等への提案・要望を実施する。〔関係各課〕

(2) 国・市町村との情報の共有，対策の実施に係る連携

国の機関（茨城労働局など）及び市町村と対策に必要な情報の共有を図り、合同の立入検査の実施や相談業務の協力など連携を強化する。〔関係各課〕
各種の調査結果について、建築物等の解体時における指導等に活用できるよう関係機関で情報の共有を図る。〔関係各課〕
「茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例」に関する説明会を実施し、適切な対応を確保する。〔環境対策課〕

(3) 関係団体等との連携

各種業界団体等との連携を強化し、対策の円滑かつ迅速な推進を図る。〔関係各課〕

7. その他

(1) 消費相談

県消費生活センターにおいてアスベスト関係の相談を受け付けるとともに、悪徳商法による被害の未然防止を図る。〔生活文化課〕

(2) 県の連携体制の確立及び対策の円滑な実施

「茨城県アスベスト(石綿)対策連絡会議」を設置(11月9日)し、部局を横断した推進体制を確立した。〔事務局：政策審議室，関係各課〕